

令和2年度

第2回宮城県環境審議会循環型社会推進専門委員会議

議事録

令和2年9月15日（火曜日）
午前10時から午前11時30分まで
宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開会〈司会〉

2 挨拶〈環境生活部循環型社会推進課長〉

本日は御多用中、御出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの県内の状況でございますが、県独自の基準である「みやぎアラート」がレベル2から3に引き上げられ、また、県内の感染者数についても300人を超え、予断を許さない状況が続いております。こうした中で、本日の会議につきましては、適宜換気を行いながら進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

7月に開催しました第1回の専門委員会議では、宮城県における廃棄物についての状況と、第3期循環型社会形成推進計画の骨子案について御審議賜りました。皆様方からは、廃棄物の発生抑制の視点や、新型コロナウイルスによる生活様式の変化に伴う影響、目標値の考え方等につきまして、様々な観点から貴重な御意見をいただきました。

本日は、第1回の専門委員会議での御意見を踏まえながら肉付けしました素案について、御意見賜ればと考えております。本日御審議いただく内容を踏まえ、今後、素案のパブリックコメントを実施して参りたいと考えてございます。

前回同様、委員の皆様には忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

3 議題

〈司会〉

それでは、ここからの議事につきましては中山座長にお願いしたいと存じます。

中山座長、よろしくお願いいたします。

〈中山座長〉

それでは、進行を務めさせていただきます。

宮城県循環型社会推進計画（第3期）の素案について、事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

資料1、資料4等に沿って説明。

〈中山座長〉

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますが、分量が多いので、ページを区切って御意見いただきたいと思っております。

資料1、素案の1ページから16ページまでの、基本理念や基本方針、目標値、「課題と取組」の構成等について、17ページ以降については、「第1 廃棄物の発生抑制及び資源循環の更なる推進」から「第4 大規模災害への対応」の項目ごとに分けて御意見いただきたいと思っております。

始めに、1 ページから 16 ページまでについて、御意見ございますでしょうか。

〈松八重副座長〉

前回委員の皆様からいただいたコメントを踏まえて追加、修正している部分が様々含まれていて、大変良いというふうに感じています。

ただ、リサイクル率を目標にするには難しいと常々感じています。第一に発生抑制を掲げた上で、さらにリサイクル率の目標を高め設定してしまうとあとあと大変になるかと思えます。資料 1 の 13 ページ、一般廃棄物のリサイクル率の目標については、他の数字と整合を持って作られているのでしょうか。

〈事務局〉

国の第 4 次循環計画では「出口側の循環利用率」を目標としており、「リサイクル率」と定義が異なりますが、参考としまして、28%とされています。

県の目標値は、将来予測 26.6%に対して 30%であり、妥当な値と考えてございます。

〈冬木委員〉

5 ページのグラフで令和 2 年度の記載がありますが、こちらは既に実績が分かっている、このような記載になっているということでしょうか。

〈事務局〉

現在判明しているのは平成 30 年度実績までです。5 ページには、第 2 期計画における令和 2 年度の目標値をグラフ上記載しております。

〈栞永委員〉

同じくリサイクル率について確認させていただきたいと思えます。国の目標が参考の一つということですが、やはり現実的な数値ということも必要かと思えます。リサイクル率の計算式が 5 ページにあります、「集団回収量」は大きなキーポイントになると思えます。仙台市の状況で申し上げますと、集団回収をしている地域は少し増えているのですが、回収量はかなり下がっています。リサイクル率の目標値については、何らか積み上げのような形で設定されているのでしょうか。

〈事務局〉

施策効果の積み上げで目標値を設定するのは難しいため、先ほど申しあげました国の計画、また、仙台市さんの一般廃棄物処理基本計画の中間案では、令和 7 年度 30%、令和 12 年度 32%を目標指標とされていること等を参考にさせていただきました。

〈大原委員〉

13 ページ、一般廃棄物の表 2-1 ですが、前回の意見を踏まえて改定されていて、とても良い、チャレンジングな数値だと思います。今の世界的な考え方から言っても、まずはありたい姿を描いて、そこに向かってトライしていくということだと思います。

〈事務局〉

第 2 期計画策定時点で推計していたリサイクル率が、令和 2 年度で 26.6%でした。

棄永委員からお話いただいたとおり、集団資源回収量がキーポイントになると考えてございます。各市町村でも、補助金等を出しているところは取組が続いていて、ないところはどちらかと言いますと民間での回収、店頭回収が増えてきています。

店頭回収の数値は拾いきれていないのですが、第 1 期計画の目標値も 30%としておりまして、平成 30 年度は 24.8%といったん下がってはしまったのですが、30%というのはトライしていくべき数値であり、下げるべきものではないと考えております。

〈棄永委員〉

今店頭回収が充実していますが、統計上どうしても捉えきれないところがあると思います。例えば、民間のリサイクル回収量が分かれば、それらを足してみたら実際はこれくらいの数値になる、というのも、データとして把握していても良いのではないかと思います。

〈事務局〉

なかなか正確な値を把握するのが難しいのですが、今後の課題として検討してまいります。

〈渋谷委員〉

目次がなかったことで全体的な構成が見えづらかったので、目次は最終的には付けるということでもよろしいですか。

〈事務局〉

目次を追加いたします。

〈冬木委員〉

15 ページの「もったいない」の考え方なのですが、関西の「もったいない」ですと、使えるものを使わない、かえって浪費してしまうというニュアンスもあります。県内で、節約という方向で捉えられるのでしたらそのまま良いのですが、感想でございました。

それから、県の計画なので各市町村も参考にされるとと思います。13 ページの一般廃棄物の目標値は生活系と事業系で分かれています、この割合が市町村ごとにおそらく違うと

思いますので、これを参考に市町村が計画を作られるときに、県のほうから何らかアドバイスされると良いかと思います。

〈事務局〉

各市町村、各事務組合の計画の立て方につきましては、目標設定そのものが各団体様々でございまして、1人1日当たり排出量だけを目標にしているところもございまして、家庭ごみ、事業ごみで分けているところもございまして。独自の数値を目標に掲げているところも、県の第2期計画の目標をそのまま持ってきているところもございまして。いずれにせよ、市町村さん組合さんが計画を策定される際にお困りの部分があるようでしたら、県で持っているデータを提供するなど、支援させていただけると思います。

〈松八重副座長〉

1ページの4段落目の「廃棄物等の3R」という言葉がありますが、廃棄物の再使用というのは言葉として違和感がありますので、文章を見直してはいかがでしょうか。

〈事務局〉

「廃棄物等の3R」なのですが、環境省でもこのような形で使っており、「等」は循環資源を指しています。

〈栗永委員〉

14ページの産業廃棄物のリサイクル率ですが、サーマルリサイクルは含まれていますか。

〈事務局〉

含まれています。

〈栗永委員〉

含まれているということだと、一般廃棄物のリサイクル率の捉え方と異なりますので、注釈があると良いと思います。

〈中山座長〉

それでは続いて、17ページから28ページまでの「第1 廃棄物の発生抑制及び資源循環の更なる推進」の内容について、御意見ございますでしょうか。

〈冬木委員〉

それぞれの主体の取組まで記載したのは非常に良かったと思います。

計画に入れられるかどうか分からないのですが、目標として1人1日当たり排出量の削

減を掲げていて、それに向かって県民が取り組む際に、よりイメージしやすいほうが良いと思います。食品ロス分野ですと、例えば、1日当たりお茶碗一杯分捨てていますよ、といった説明を見ますので、そのようなイメージを持ってもらったほうが、県民としては取り組みやすいと思います。

〈事務局〉

計画本文中の見せ方としてどういった文章にできるかという点と、それからこちらの計画が出来上がりましたら、計画そのものを冊子にするほか、パンフレットも作成する予定でしたので、より具体的なことはパンフレットの中でという形になるかもしれませんが、具体にお示しできるよう検討したいと思います。

〈棄永委員〉

22 ページで「未利用食品の利活用」という目標がありますが、こちらはどのような形で把握されていますか。

もう1点、26 ページの「地域における廃棄物等の循環利用」で、地域循環共生圏のことが載っています。地域循環共生圏というのは、処理施設を起点にしながら地域に様々なエネルギーや資源の循環をもたらすという考え方と認識していますが、この中身を見ると地域に対してどのように活用されているのか、なかなか見えづらいかと思います。

〈事務局〉

22 ページの「未利用食品の利活用量」の把握方法としましては、資料3のNo.13を御覧ください。平成30年度から当県の社会福祉課において、フードバンク事業を行っている団体に対する補助事業を行っており、補助事業を活用いただいた際の実績報告の数字を見ているという内容でございますので、県全体のものを把握できているというわけではございません。

26 ページの地域循環共生圏については、御指摘のとおり、それぞれの項目について記載できることを列記した内容になっておりますので、より分かりやすく、それぞれのものが地域においてどのようになっているのか、記載の工夫を検討したいと思います。

〈中山座長〉

汚泥についての記載を見ますと、下水汚泥についての取組のみということでしょうか。

〈事務局〉

汚泥についての記載の一番下の、グリーン製品の認定については、下水汚泥以外のものを含んだ内容となっています。

〈中山座長〉

グリーン製品の認定について、どのような汚泥が含まれますか。

〈事務局〉

県で、グリーン製品として認定しているもののリストがあるのですが、手元に資料がございませんで、いま詳しいことが分からない状況でした。

〈中山座長〉

それでは次に、28 ページから 31 ページまでの「第2 循環分野における基盤整備」の内容について、御意見ございますでしょうか。

〈棄永委員〉

30 ページの情報発信のところですが、仙台市でも、何のためにごみを減らさないといけないのか、リサイクルしないといけないのか見えづらいと言った御意見を市民の方々からいただいておりますので、見える化をすると良いと思います。

〈事務局〉

そちらは、計画の文章中というよりは、今後県としても様々な媒体で情報発信をしていく際に、そのような、最終的に役に立つ部分がどのようなことなのかを含めて発信したほうがよい、ということによろしかったでしょうか。

〈棄永委員〉

はい、そのような意見です。

〈事務局〉

ありがとうございます。

〈松八重副座長〉

24 ページの「市町村における小型家電リサイクル制度による回収量」ですが、平成 30 年度の実績値 136 g/人・年に対して、令和 12 年度の目標値が 400 g/人・年と、かなり大幅な上昇が設定されていますが、どのような考え方によるものでしょうか。

もう 1 点は、「バイオプラスチック」と「バイオマスプラスチック」という表現が混在していて、「バイオプラスチック」というのは生分解性プラスチックを含めた表現かと思いますが、表現を統一したほうがよろしいかと思います。何か意図があって使い分けされているということでしたらそれでよろしいのですが、いかがでしょうか。

〈事務局〉

1 点目、市町村における小型家電リサイクル制度による回収量については、資料 3 の No. 16 を御覧いただきまして、平成 28 年度に 65.7 g/人・年であったところ、平成 30 年度には 135.6 g/人・年と大きく増えてはいるものの、全国平均は平成 30 年度で 521 g/人・年であり、差が大きい状況です。令和 12 年度の目標値の 400g/人・年は、平成 30 年度の全国平均よりも下回る値なのですが、平成 30 年度県実績値の 3 倍程度ということで設定いたしました。

「バイオプラスチック」と「バイオマスプラスチック」については、表現を統一するか、使い分けするにしても理由を整理できるよう、確認いたします。

〈冬木委員〉

29 ページに「教育研究機関の行う循環型社会形成に関する公開講座等の受講者数」とありますが、資料 3 を見ますと、みやぎ県民大学の循環型社会講座の受講者数が元になっています。また、30 ページに「県の機関における 3 R に資する技術開発件数」とありますが、こちらも資料 3 を見ますと、農業振興課の、農業分野の件数が元になっています。これらの他にも、県で取組を行っているのではと思いますがいかがでしょうか。

〈事務局〉

1 点目の公開講座の受講者数ですが、御指摘のとおり、資料 3 の No. 24 でございますが、数値算出の根拠がみやぎ県民大学の受講者数となっております。それぞれの目標指標については、私ども循環型社会推進課で行う施策だけではなく、県庁全体の他課を含めて、主に財源として産業廃棄物税を使って実施しているものについて、各担当課に目標指標と、その値を設定してもらおうという流れで計画策定を進めておりました。

同様に、資料 3 の No. 25 に該当しますが、第 2 期ではなかった「3 R に資する技術開発件数」という指標を新設したいという案です。こちらにつきましては、昨年度中に、3 R、廃棄物の発生抑制に関わる取組としている課室に集まってもらってワーキンググループを開催しています。この中で担当課に、新しく目標にできるような指標はあるかということで取りまとめたものという関係がございまして、このような設定になっております。

〈冬木委員〉

予算の裏付けがないと難しいのですが、もっと積極的に講座を開くような書きぶりとし、目標もそれに合わせて作っても良いのではないかと思いますので、要望としては出しておきたいと思います。

〈事務局〉

目標値の見せ方、設定の仕方等について、事業担当課とも相談をしまして検討したいと思

います。

〈大原委員〉

19 ページのプラスチック類の3Rの推進に関連して、私ども事業者も、自分たちがどのようにリサイクルしているか見える化、ホームページや広報誌等でアピールしているわけですが、実は一つ問題が起きています。といたしますのは、いわゆるPSやPPであればそのまま原料に戻すことができるのですが、バイオプラの場合、これができません。そうするとサーマルでリサイクルしようと考えますが、その場合、環境価値としてどうなのかという話が出てきます。ですので、今回の計画としてはこれで良いと思うのですが、今後、具体的にどうしていきましょうと考える際に、環境価値としてどうなのかという質問が出るのではないかと思います。食品残さについても、以前は肥料とするのが農水省の優先順位でしたが、翌年から、飼料化が第一で、第二に肥料というふうに優先順位が変わったという経緯もあります。それは、時の流れで変わって問題ないと思うのですが、このような計画を立てて、その後どのように対応していくのかとなった時に、県のほうで考えがあると、事業者としてはありがたいと思います。

〈事務局〉

第3期計画の策定していく上でも、これから計画を進行していくにあたって、社会情勢様々変化していくはずだと思いますので、引き続き情報収集してまいります。

〈松八重委員〉

25 ページの使用済自動車の再資源化等に関する法律のところで、県民、事業者、行政それぞれの役割が書かれています。県民のほうには、「自動車を修理する場合は、リサイクル部品を使用して修理する」といったことが書かれています。事業者のほうにそれがないものですから、やはり事業者から情報提供がないと県民の方からの意見は上がりづらいかと思しますので、記載したほうが良いと思います。

〈事務局〉

追記いたします。

〈中山座長〉

次に、31 ページから 35 ページまでの「第3 適正処理の更なる推進」の内容について、御意見ございますでしょうか。

〈栗永委員〉

33 ページに特別管理産業廃棄物の記載はありますが、感染性廃棄物ではないですが注意

が必要なものもあります。例えば、市民の方々が出したようなちょっとしたごみや、また、収集業者が気をつけなければいけない部分もあります。先日環境省から、廃棄物処理のガイドラインの改訂がありましたが、集める側、処理する側について、作業現場のみでなく、安全な収集体制、事業継続計画を作る、バックアップ体制を取るといったことが求められていますので、そのようなことも入れると良いと思います。

〈事務局〉

御指摘のとおり、感染性廃棄物のところにマスクやティッシュの捨て方、処理業者の感染予防の徹底も含めて記載をしておりますが、感染性廃棄物に限らないという点と、加えて体制整備の部分も含めた内容的な追記ということで、再度検討させていただきます。

〈大原委員〉

33 ページ以降ですが、アスベストやPCB、水銀の記載がありますが、フロンが抜けているのは何か理由がありますか。産業廃棄物の中で、アスベストやPCB、水銀は量が絞込まれてきている認識ですが、フロンについては車両を含めて結構あって、地球温暖化にも悪い物質ということが明確ですので、疑問に思いました。

〈事務局〉

産業廃棄物の分類上あるものを記載しておりました。

フロンですと気体のため、分類上難しい、位置付けられていないところもあるのですが、一方、自動車リサイクル法の観点からも、当然きちんと回収処理されなければならないということも御指摘のとおりです。追記する方向で、内容を精査したいと思います。

また、先ほど御質問いただいたグリーン製品でございますが、建設汚泥を活用したもの等が含まれております。

〈中山座長〉

次に、35 ページから 36 ページの「第 4 大規模災害への対応」について御意見ございませんでしょうか。

〈渋谷委員〉

災害廃棄物については、一般廃棄物ということで市町村対応ということになり、県や市町村の役割を中心とした記載になっていますが、前ページまでの県民あるいは事業者といったそれぞれの記載は難しいでしょうか。

〈事務局〉

対応可能かと思えます。例えば被災者の方であれば、市町村の指示に従って仮置き場に極力分別して搬入いただくとか、便乗ごみは極力御遠慮いただくとか、そういったことが想定されます。市町村の役割としては災害廃棄物の処理、県の役割は、災害の規模に応じた支援の立場となるのか、東日本大震災のような大規模な災害の場合、県が市町村の委任を受けて処理するとか、役割の整理が可能かと思えますので、検討させていただきます。

〈棄永委員〉

大規模災害の対応について、廃棄物の処理上は、いまの記載で問題ないかと思えますが、一方、温暖化関係の計画ですと緩和策と適応策といった言い方があり、適応策がまさしくこういったことに関係する部分です。温暖化の観点からも、このような災害対応が必要ですよということを表記しても良いかと思えます。

〈事務局〉

追記する方向で検討させていただきます。

〈中山座長〉

最後に、37 ページの計画の進行管理や財源のほか、全般的に御意見ございますでしょうか。

〈松八重委員〉

最近、適正に分別をしなかったことによるガスボンベの破裂や電池類の事故ですとか、処理する側の安全を脅かすような事例が聞かれますので、18 ページの「ごみの分別等の環境配慮行動の推進」あたりに入るかもしれませんが、記載を検討いただければと思います。

〈事務局〉

御指摘のとおり、今の素案ですと、分別の推進ということでは記載がございますが、具体例を示しながらということではございませんでした。破裂、火災の危険があるということを含めて、追記をしたいと思えます。

〈冬木委員〉

37 ページの「第2 計画の推進体制」ですが、「次のような組織体制を整備・運営します」とありますが、内容を見ると、連絡調整、進行管理等と書かれており、もう少し具体的に書けないかと思いましたが、いかがでしょうか。

〈事務局〉

御指摘のとおり、「組織体制」と言いますと、新しい課室を作るといったイメージとなっ

てしまいますが、実際はそういったことではなく、ただ一方で、この計画の推進に対して、私どもの課だけで頑張るということではもちろんなく、ワーキンググループであったり、それぞれの事業に担当課があり推進していくといった体制です。そういったことを、分かりやすい文章とできるよう検討いたします。

〈冬木委員〉

最終的に計画として公表されるイメージとしては、資料 1 と資料 5 の部分が一体となって公表されるということよろしいですか。

〈事務局〉

そのとおりでございます。資料 2 から資料 4 は、委員会用の資料の位置付けです。

〈中山座長〉

その他、御意見よろしいでしょうか。

他に御意見がなければ、以上をもちまして本日の議事を終了します。

それでは、事務局に司会をお返しします。

4 閉会〈司会〉